

第292回一関市教育委員会定例会

日時 令和8年6月24日（水）

午後1時30分から

場所 花泉支所東大会議室

1 開 会

2 議 事

議案日程第1 議案第11号 一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めること
について

議案日程第2 議案第12号 一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることにつ
いて

議案日程第3 議案第13号 一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めること
について

3 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について (資料No.1)

4 その他

(1) 令和8年度学校教育行政の重点について（キャリア教育） (資料No.2)

(2) その他

5 閉 会

第292回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第11号	一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
議案第12号	一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて
議案第13号	一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

議案第11号

一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市図書館協議会委員を任命することについて議決を求める。

1 任命（令和8年7月1日付 任期 令和8年7月1日～令和10年6月30日）

氏名	所属等	選考基準
吉 瀬 献 策	修紅短期大学	学校教育・社会教育
岩 本 智 美	萩荘中学校	学校教育・社会教育
佐々木 伸 也	一関図書館運営協議会	学校教育・社会教育
岩 越 裕 史	東山図書館運営協議会	学校教育・社会教育
二階堂 美 恵	花泉図書館運営協議会	家庭教育
金 安 信	千厩図書館運営協議会	学識経験者
菅 原 夏 希	室根図書館運営協議会	学識経験者
村 上 駿 輔	いちのせき市民活動センター	学識経験者
門 田 真奈美	いちのせき若者サポートステーション	学識経験者
那 須 照 市		学識経験者
永 澤 恵 子	大東図書館運営協議会	その他（学校・保育園）
鈴 木 宏	川崎図書館運営協議会	その他（まちづくり分野、 多文化共生）
玉 澤 万里子	藤沢図書館運営協議会	その他（学校読書普及員）
菅 原 慶 子		その他（特別支援学校教育）
阿 部 利 彦	公募委員	その他（公募委員）
千 葉 哲 夫	公募委員	その他（公募委員）

令和8年6月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

任期満了により新たに一関市図書館協議会委員を任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第12号

一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。

1 委嘱（令和8年7月1日付 任期 令和8年7月1日～令和10年6月30日）

氏名	所属等	選考基準
松 田 薫	一関地方校長会（大原小学校長）	学校教育
今 川 晋	一関地方校長会（舞川中学校長）	学校教育
三 浦 幸 哉	岩手県高等学校長協会一関支会（大東高等学校長）	学校教育
鈴 木 道 明	一関文化協会	社会教育
須 藤 光 子	一般社団法人一関市スポーツ協会	社会教育
二階堂 美 恵	一関市図書館協議会	社会教育
小 山 眞 正	一関市文化財調査委員	社会教育
佐 藤 仁	一関市博物館協議会	社会教育
勝 浦 一 輝	こぜんじ地域づくり協議会	社会教育
菅 原 泰 子	滝沢地域振興協議会	社会教育
佐々木 美千代	花泉芸術文化協会	社会教育
青 柳 さつき	摺沢振興会	社会教育
千 葉 喜代一	奥玉振興協議会	社会教育
佐 藤 美 枝	東山芸術文化協会	社会教育
金 森 勝 利	室根まちづくり協議会	社会教育
木 村 静 恵	川崎まちづくり協議会	社会教育
白 石 理 恵	一関市スポーツ推進委員	社会教育
伊 藤 ゆ き	一関市PTA連合会（厳美中学校PTA会長）	家庭教育
館 澤 敏 子	一関市地域婦人団体協議会連合会	家庭教育
小野寺 憲 之	一関信用金庫	学識経験者

令和8年6月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

任期満了により新たに一関市社会教育委員を委嘱しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

※関係部分抜粋

○社会教育法（関係部分抜粋）（昭和24年法律第207号）

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

○一関市社会教育委員条例（平成17年9月20日条例第74号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、一関市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第13号

一関市博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市博物館協議会委員を任命することについて議決を求める。

1 任命（令和8年7月1日付 任期 令和8年7月1日～令和9年6月30日）

氏名	所属等	選考基準
高 橋 弘 寿	一関地方校長会（厳美中学校長）	学校教育
佐 藤 文 子	岩手県高等学校長協会一関支会（一関第二高等学校長）	学校教育

令和8年6月24日提出

一関市教育委員会教育長 時 枝 直 樹

理由

所属機関からの異動により欠員となっている一関市博物館協議会委員を新たに任命しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

※関係部分抜粋

○一関市博物館条例

(博物館協議会)

第 3 条 博物館の運営に関し必要な事項を審議するため、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項の規定により、博物館に一関市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が任命する。

3 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○博物館法

(博物館協議会)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。